

相模原市文化・産業施設予約システム利用規約

令和6年4月1日

(目的)

第1条 この規約は、相模原市文化・産業施設予約システム(以下「システム」といいます。)を利用するために必要な事項を定めるものです。

(用語の定義)

第2条 この規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 予約等 施設の室場の空き状況確認、抽選申込、抽選結果の確認、予約申請、予約の取消申込又は申込内容の確認
- (2) 利用者 システムを利用して予約等を行う者。ただし、登録者でない者は予約等のうち施設の室場の空き状況確認のみができます。
- (3) 登録者 第6条第1項に定めるシステム利用登録を行った者
- (4) 利用者ID システム利用登録者毎に割り当てられる英数字
- (5) パスワード 利用者ID毎に登録者が管理する暗証符号
- (6) 管理者 相模原市及び第5条各号に掲げる施設の指定管理者
(利用規約への同意)

第3条 利用者は、この規約に同意していただく必要があります。

- 2 登録者は、この規約に同意したものとみなします。
- 3 この規約に同意しない場合、システムを利用することはできません。

(利用環境)

第4条 システムは、保守点検等を行う場合を除き、常時利用することができます。

- 2 利用者は、システムの利用に当たって必要となる情報通信機器や通信回線、アプリケーション、メールアドレス等の環境を自己の責任と負担で準備するものとします。

(対象施設)

第5条 システムを利用して予約等を行うことができる施設は、次に掲げる施設です。ただし、一部の施設では室場の空き状況の確認のみができます。

- (1) 相模原市民会館
- (2) 相模女子大学グリーンホール(相模原市文化会館)
- (3) 産業会館
- (4) 勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)
- (5) 杜のホールはしもと
- (6) 小田急相模原駅文化交流プラザ(おださがプラザ)
- (7) 城山文化ホール(もみじホール城山)
- (8) 南市民ホール

(システム利用登録)

第6条 システムを利用して施設の予約等（施設の室場の空き状況確認を除く。）を行うことを希望する者は、あらかじめシステム利用登録をしなければなりません。

2 システム利用登録は、相模原市文化・産業施設予約システム利用申込書（以下「システム利用申込書」といいます。）を窓口に提出することにより行うものとします。1つの施設でシステム利用登録を行うことで、他の7施設の予約等を行うことが可能です。

3 システム利用登録をすることができる者は、団体又は個人（団体として利用されない方をいいます。以下同じ。）とします。

4 システム利用登録は、1団体又は1個人につき1登録のみとします。

5 団体の場合は、代表者を登録するものとします。ただし、代表者の他に連絡を行う者がいる場合は、担当者として登録するものとします。

6 システムの利用登録の有効期間はシステムの利用登録日から3年間とします。ただし、有効期限から遡り3年の間に利用があった場合は、有効期間満了日の翌日から3年間延長します。

(登録情報の字体)

第7条 提出されたシステム利用申込書の記入字体がシステムで取扱いができない字体である場合には、類似する文字又はかな文字で登録するものとし、システムにおいて表示される字体及び郵送物等の字体は類似する文字又はかな文字となります。

(登録者の責任)

第8条 登録者は、利用者ID及びパスワードを厳重に管理するものとし、管理者に対していかなる責任も負担させないものとします。

2 入力されたパスワードと登録されたパスワードとの一致を確認してシステムが使用された場合、パスワードの盗用等があっても、登録者がシステムの使用に係る一切の不利益を負うものとします。

(登録内容の変更)

第9条 登録者は、登録した団体名、氏名、住所、電話番号等に変更が生じた場合は、遅滞なく登録内容の変更を行うものとします。

2 前項の変更がないために、管理者からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに登録者に到着したものとみなします。

(システム利用登録の抹消)

第10条 管理者は、登録者が次のいずれかに該当した場合には、システム利用登録の抹消等の必要な措置を講じることができるものとします。

(1) 虚偽の内容を登録した場合

(2) この規約のいずれかに違反した場合

(3) 利用料金の支払等、管理者に対する債務の履行を怠った場合

(4) 登録者が所定の登録廃止の手続きを行った場合

(5) 登録内容の変更を怠る等、登録者の責に帰すべき事由により登録者の所在が不明となり、管理者が登録者への通知及び連絡について不可能と判断した場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が登録者として不適格と認めた場合
(施設利用の申請)

第11条 登録者は、システムを利用して室場の予約申請をしたときは、管理者が指定する期日までに当該施設の窓口で、利用承認を受け利用料金等を支払う必要があります。

2 前項の期日までに手続きを行わなかった場合は、予約申請は無効となります。

(禁止事項)

第12条 システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

(1) システムを予約等以外の目的で使用する事

(2) システムに対し不正にアクセスすること

(3) システムに対し故意にウイルスに感染したファイルを送信すること

(4) システムのプログラム又はコンテンツの修正、複製、改ざん、頒布又は販売等の行為を行うこと

(5) 他の利用者又は施設を利用する者の活動を妨害又は強要すること

(6) 法令等又は公序良俗に反すると認められる行為をすること

(7) 前各号に掲げるもののほか、システムの円滑な運用を阻害するような行為をすること

2 管理者は、利用者が前項各号の行為を行ったことが明らかな場合、又は該当する行為があると疑うに足りる相当の理由がある場合は、システムの利用停止等の必要な措置を講じることができるものとします。

(個人情報の管理)

第13条 管理者は、システムの利用に基づく個人情報について、本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払うものとします。

(免責事項)

第14条 管理者は、利用者がシステムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

2 管理者は、システムの運用の停止、中止又は中断等により発生した利用者の損害について、一切の責任を負いません。

(システムの改修)

第15条 相模原市は、必要に応じて、利用者に事前の通知を行うことなくシステムを改修することができるものとします。

(規約の変更)

第16条 相模原市は、必要に応じて、利用者に事前に通知を行うことなくこの規約を変更することができるものとし、規約の変更後に利用者がシステムを利用した場合、利用者は変更後の規約に同意したものとみなします。

新規 変更 廃止

相模原市文化・産業施設予約システム利用申込書

次のとおり申し込みます。

申込日 年 月 日

(変更・廃止の方は記入してください。)

申込区分	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 / <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体	利用者ID
------	---	-------

フリガナ			
団体名・個人名			
フリガナ			
代表者名	※個人利用の場合は不要		
住所又は所在地(団体)	(〒 -)		
住所(個人・代表者)	(〒 -)		
連絡先	電話・携帯 () -	FAX	() -
緊急連絡先	電話・携帯 () -	パスワード	<input checked="" type="checkbox"/> 仮パスワード希望
Eメール	通知希望 (有・無)		

フリガナ			
担当者名	※代表者と同様の場合は不要		
連絡先	電話・携帯 () -	FAX	() -

システムの利用について、相模原市文化・産業施設予約システム利用規約に同意します。

ご記入いただいた個人情報は、相模原市文化・産業施設予約システム以外には利用しません。
減免その他特別の利用については、適用を受けようとする施設ごとに別途手続が必要です。

(事務処理欄)

登録処理施設

- 相模原市文化会館
 相模原南市民ホール
 杜のホールはしもと
 もみじホール城山
おださがプラザ
 相模原市民会館
 相模原市立産業会館
 サン・エールさがみはら

【備考・メモ】

			受付	入力	確認

⇒

確認書	
/	